

# 「中核充てん所」について（参考）

## 1 国による中核充てん所の整備（平成 24 年 11 月）

- 東日本大震災を踏まえ、「石油の備蓄の確保等に関する法律（石油備蓄法）」が改正され、災害により国内の特定地域への石油供給が不足する場合に国家備蓄石油・LP ガスを放出できるよう要件が見直された。
- この見直しにより、「特定石油ガス輸入業者等」としてLP ガス輸入元売り（7社程度）、大手販売事業者（60社程度）に加え、地域で中核的な役割を果たす「中核充てん所」（全国344事業所）が新たに整備された。
- 中核充填所には、LP ガスを安定的に供給できる体制を構築するため、自家発電設備、LP ガス自動車、衛星通信設備等を配備。（補助制度が整備）
- 「特定石油ガス輸入業者等」は、各地域（山口県は第6（中国）地域）毎に「災害時石油ガス供給連携計画届出書」（「連携計画」）を国に提出。

※「連携計画」とは

地域ごとの共同作業体制の構築・設備の共同利用・輸送に係る協力等の災害時のLP ガス供給体制に関する計画

- ①相互の連絡・情報共有
- ②充てん所の共同利用
- ③輸送に係る協力
- ④地域の防災協定の参画状況
- ⑤訓練の実施 等

## 2 山口県の整備状況

### （1）中核充てん所の指定

山口県では、次の10カ所を中核充填所に指定し、地震、津波、洪水等の非常事態が発生し、大臣の勧告がなされた場合に、連携計画に応じてLP ガスの安定的な供給を行う体制を整備。

- ①（株）エナジーサポート山口 玖珂営業所（岩国市）
- ②ヤマサンガス（株） 宇部ターミナル（宇部市）
- ③ヤマサンガス（株） 山口ガスターミナル（山口市）
- ④エネックス（株） 宇部充填所（宇部市）
- ⑤（株）ホームエネルギー山陽 山口センター（山口市）
- ⑥小野田液化石油ガス協同組合（山陽小野田市）
- ⑦（株）三友 新田分室（防府市）
- ⑧西日本液化ガス（株） 萩支店（萩市）
- ⑨高山石油ガス（株）（下松市）
- ⑩ENEOS グローブエナジー（株） 岩国支店（岩国市）

## (2) 中国地域特定石油ガス輸入業者等連絡協議会（平成 26 年 1 月設置）への参画

連携計画（主に実施訓練）を実行するため、第 6 地域に標記協議会が設置された。

### ア 協議会の構成

- 特定石油ガス輸入業者（6 社）
- 中核充てん所（30 事業所）
- 各県 LP ガス協会（中国ブロック 5 協会）

### イ 会議の開催

- 全体会議（年 1 回）
- 幹事事業者会議（年 2 回）

※山口県の幹事事業者はヤマサンガス（株）（令和 2 年度は代表幹事）

### ウ 実施訓練（通報訓練）の実施（年 1 回（10 月頃））

## (3) 山口県中核充てん所委員会の設置（平成 26 年 10 月）

災害時における供給体制、連絡体制等の調整及び訓練のフォローアップを行うことを目的として、山口県 LP ガス協会内に山口県中核充填所委員会（協会長、県消防保安課長及び各中核充填所の担当者計 12 名で構成）を設置。

### ア 定例委員会の開催（年 1 回）

### イ 稼働訓練の実施

- 第 1 回：西日本液化ガス（株）萩支店（平成 27 年 10 月 20 日実施）
- 第 2 回：エネックス（株）宇部充填所（平成 28 年 10 月 20 日実施）
- 第 3 回：（株）ホームエネルギー山陽山口センター（平成 29 年 10 月 24 日実施）
- 第 4 回：ENEOS グローブエナジー（株）岩国支店（平成 30 年 10 月 24 日実施）
- 第 5 回：（株）エナジーサポート山口 玖珂営業所（令和元年 10 月 23 日実施）
- 第 6 回：小野田液化石油ガス協同組合（令和 2 年 10 月 21 日実施）

## 3 今後の取組

南海トラフ大地震の発生も危惧される中、災害時の LP ガス供給体制の早急な整備を図っていく必要がある。

- ・稼働訓練の実施による各地域の災害時供給体制の整備
- ・他社容器へのスムーズな充てんが可能となる共通バーコードの普及